国境のない騎士団

Vol.18
2006.9.26

控訴審始まる！

9月29日（金）午後1時15分より
東京高裁725号法廷

＊傍聴には傍聴券が必要です。

発行　ハルの会＝和光晴生支援のために

本号の構成

1　控訴趣意書　目次　3
2　控訴趣意書補充書　13
3　控訴趣意書　本文より
第6、現行の刑法と刑事訴訟法が国際的な事件に対応できないままにあるからといって、不法な拘束・強制送還や、虚偽の事実認定をもって重刑を科すような不正は「法治」を標榜する国家では許されないこと　18
第7、「ハーグ事件」と「クアラルンプール事件」の時代背景及び当時の国際情勢　20
第8、「ハーグ事件」、「クアラルンプール事件」以後の被告人の活動について　24
〈おわりに〉　27

控訴趣意書

被告人　和光晴生

上記被告人に関わる「逮捕・監禁、殺人未遂被告事件」について、東京地方裁判所刑事第4部が2005年3月23日に言い渡した原判決に対し、被告人が控訴を申し立てた理由は次頁以下に記載のとおりです。

2006年3月31日
被告人　和光晴生
東京拘置所在監

東京高等裁判所第7刑事部　御中

目　次

第1、控訴申立ての趣旨
1、本件公訴は違法な逮捕手続きの上になされたものであり、棄却されるべきであること
2、原判決に法令適用上の誤りがあること
3、原判決に著しい事実誤認が数多くあること
4、原判決の量刑がまったく不当であること
第2、控訴申立ての理由
1、原判決が誤認し、看過した「強制送還」の違法性
〈1〉「論告要旨」自身が強制送還であったことを認めていること
〈2〉原判決には、なぜ、どのように移送要員とチャーター機が派遣されていたのかの検討が欠落している
〈3〉原判決「(4) アエロフロート機内における様子」の検討
〈4〉移送要員が一切の説明を拒否していたこと
〈5〉座席の両脇に移送要員が坐ること自体、拘束状態を成立させていた
〈6〉被告人と共に強制送還された足立正生さんを拘束していた要員と被告人を拘束していた要員とは別人である
〈7〉トイレの扉を閉めさせなかったことを故意に無視した原判決の不当性
〈8〉成田空港に到着した後に、初めて逮捕状の執行がなされていた
〈9〉チューンガムの押収について述べても、トイレの扉の件については言及しない原判決
〈10〉抵抗がなければ違法行為は正当化されるのか?
〈11〉移送に他国の主権侵害はなかったとする原判決の奇妙な論述
〈12〉原判決が、他に選択肢はなかったとの勝手なきめつけを行っていること
〈13〉なぜ手回しよくチャーター機を用意できていたのか?
〈14〉外務省・検察・警察当局に明らかな「不作為」の責任①〜⑤
〈15〉1995年にも違法な前例があったこと
2、原判決が「傷害罪」の事件に「殺人未遂罪」を不当に適用していること、及びその理由となっている著しい事実誤認について
A、原判決の16頁「第3、ハーグ事件（判示第1）について」の検討

「(1) 日本赤軍の組織及び軍事訓練について」の検討
B、原判決17頁「(3) ハーグ事件の経緯及び犯行状況について」の検討
〈1〉ミシェルさんとカルロスさんの「ハーグ事件」への関わりがまったく無視されたに等しい原判決の事実誤認上の重大な欠陥
〈2〉ミシェルさんとカルロスさんと重信房子さんとの共謀についての立証も一切なされていないこと
〈3〉武器をめぐる原判決の事実誤認上の瑕疵
〈4〉本来の交渉担当者は誰であったのか?
〈5〉「殺意共謀」をめぐる原判決の事実誤認
〈6〉原判決19頁(ウ)「銃撃状況」の検討
1 電話での通告と警告
2 オランダ警官3名の行動上の問題点
3 銃撃距離について
4 レマースワールさんの受傷をめぐる誤認
5 コステルさんの受傷をめぐる誤認
6 レマースワールさんは本当に肺に受傷していたのか?
〈7〉逮捕・監禁状況をめぐって
「ごみ箱を転用しただけのトイレ」についての弁明
〈8〉交渉状況
1 カルロスさんが本来の交渉担当者であった事実
2 近藤豊書記官の役割について
3 原判決が交渉の中での被告人の発言を恣意的に部分引用していることの不当性
〈9〉「人質」の解放状況
1 女性2人の解放状況
2 航空機はどこが提供したのか?
〈10〉原判決22頁「奥平の殺意の有無について」の検討
1 原判決が、引用している供述・証言等の時系列上の不統一や内容の変遷を検証できていないこと
2 オランダ人警官3名の行動にみられる更なる問題点
3 オランダ人警官3名の間に「殺意の共謀」等はなかったのか?
4 コステルさんが左利きであったことと彼のとった行動との関連
5 レマースワールさんは銃をどう構えていたのか?
6 コステルさんが発砲者の人相・体型・服装等を十分に観察する時間があった事実
7 スプリンゲルさんの証言の信用性の欠如
8 レマースワールさんの発砲者についての供述・証言をめぐる疑問点
9 銃撃状況をめぐる原判決の明白な誤認
10 スプリンゲルさんの証言の決定的な虚偽
11 原判決が「3名の供述は弾痕の位置などの客観的な事実に矛盾しない」としていることの明らかな誤認
12 オランダ人警官3名の供述の信用性の評価をめぐる原判決の明らかな誤認
(1) レマースワールさんの2001年4月供述と2001年11月証言について
(2) スプリンゲルさんの74年9月13日供述と2001年11月12日供述について

(3) コステルさんの2001年4月20日供述と74年9月25日供述について
(4) コステルさんの2001年4月20日供述時作成の現場状況図の誤り
(5) コステルさんの2001年4月20日供述時の内容の変遷
(6) 左利きのコステルさんが右手で握手を求めようとしたのはトリックであったこと
(7) レマースワールさんの供述・証言には信用性がまったく欠如していること
(8) オランダ人警官3名の偽証の理由と動機について
13 銃撃状況の具体検証
(1) 原判決「奥平のコステル及びレマースワールに対する殺意の有無について」にみられる明らかな誤認
原判決24頁「ア、コステルに対する殺意について」の検討
a、「ドアを開けるや否や」との認定の明らかな誤認
b、コステルさんの2001年4月20日供述にある「握手」への疑問
c、原判決が「左腕下部に向けてけん銃を発射」と認定していることの意味
d、原判決24頁(ア)の項での弾痕の位置の認定はレマースワールさんの供述・証言が虚偽であることを証明している
e、弾痕の位置からコステルさんが半身の体勢でいたことも明らかになる
f、コステルさんの受傷状況をめぐる原判決の明らかな誤認〈図1・A図B図〉〈図2・A図B図〉
g、殺傷力の高い拳銃を発砲したから殺意があったとする原判決の論理の誤り
h、「正対するや否や発砲」との認定のまったくの誤り
i、「コステルがどのような行動をとるかは予想もできず」との原判決の認定の誤り
j、50センチメートルという至近距離にあったことを無視した原判決の誤り
k、「当たったかどうか」の確認をめぐる原判決の誤認
l、発砲者の射撃能力・技量について
m、「論告」における「腕は腹部に密着していた」という主張には何の根拠もない
n、原判決が根拠に欠ける「論告要旨」を無批判に引用していることの不当性
(2) 原判決25頁「イ、レマースワールに対する殺意について」の検討—原判決が「殺意認定」の根拠としてあげている6点はすべて客観証拠をともなわない主張であり、根拠足り得るものではないこと。
a、第1点。原判決ではオランダ人警官3人の位置関係が明らかにされていない〈図3〉
b、第2点。原判決ではコステルさんが撃たれたあとの位置関係も踏まえられていない
c、第3点。原判決の「狙いを定める時間的余裕があったとは認められない」との主張の明白な誤り
d、第4点。「殺傷力のある拳銃」は「殺意」の根拠とは

ならない
e、「殺傷力のある拳銃」で「至近距離」からの発砲でも死者を出していないことが「殺意」の不在を証明している
f、第5点。客観証拠なき「背部への発砲」との認定
g、レマースワールさんの受傷時の制服についての説明書きにも根拠が何も示されていないこと
h、レマースワールさんの供述・証言が変遷に満ちたものであること
i、レマースワールさんの受傷後の行動が示す事実
j、レマースワールさんが「あと10分遅れていたなら」と言われたことが示す事実
k、レマースワールさんが背中から撃たれたことを示す客観証拠はやはり存在しない
l、「甲A32号証」のレマースワールさんの供述
m、「甲A54号・58号証」が示す事実
n、「甲A166号証」が示すレマースワールさんの供述の虚偽
o、第17回公判証言でも同趣旨が繰り返されていること
p、「殺意」を強調したがるレマースワールさんの供述・証言が破綻していること
q、階段の弾痕はコステルさんの腕を抜けた弾丸によるもの
r、手すり先端近くの弾痕がレマースワールさんの体を抜けた弾丸によるもの
s、手すりの高さは胸の高さではない
t、レマースワールさんの体を抜けた弾丸はどこへ？
u、レマースワールさんは逃げていたのか？
v、レマースワールさんの敵対感情を示す「にらみづけ」
w、レマースワールさんが発砲者と正面から対峙していたことを示す現場状況
x、レマースワールさんの受傷部と弾痕の位置から、背部が射入口でないことが明らかとなる〈図4〉
y、原判決がいかなる「関係証拠」をどう「照らした」のか言及しないままに判断を述べるというゴマカシを行っていること
z、レマースワールさんは銃を構えていたから撃たれたことが明白である
2a、「殺意」の「動機」がないこと
2b、「殺意」即ち「重刑」という「知識による」供述と証言
2c、オランダに強く存在する反日・反アラブ・親イスラエルの感情
2d、オランダ警官3人は誰が指揮官で、いかなる意思一致をしていたのか？
2e、原判決の「殺意」認定は根拠のない推論によるものでしかないことは今や明白である。
2f、死者を出さないようにした発砲者の努力を評価すべきである
2g、原判決は証拠調べに手抜きをしていることが明らかである
2h、階段口で遭遇戦が起きたことで、むしろ大使室内の「人

質」の方々の安全が確保された事実
2i、レマースワールさんにとって、虚偽の証言をしたことが本人にとって新たな心の負担になったのではとの危惧

(3) 原判決が「殺人の共謀」があったとの事実誤認をしていることについて
a、原判決の26頁目からの論証は西川調書（甲A9号～24号証）の恣意的な切り貼りでしかないこと
b、「首謀者」カルロスさんから「殺意」の指示はあったのか？原判決にはこのことについての判断が完全に欠落している
c、「西川供述」をめぐる原判決の評価は失当かつ不当である
1　実行部隊3人の「意思統一」についての「甲A12号証」の記述
2　西川検面調書「甲A14号証」の作戦前夜の打ち合わせについての記述
3　作戦当日のカルロスさんと被告人との打ち合わせに「殺意」についての指示などは一切なかった
4　作戦当日の実行部隊3人の「意思統一」についての「甲A14号証」の記述にも「殺意」に関わるようなことは一切見うけられない
5　「甲A15号証」にも「殺意」についての打ち合わせは一切無い
6、「甲A19号証」にも「殺意」をめぐる「意思統一」など一切無い
7　原判決の27頁から29頁の記述は「論告要旨」の22頁から27頁をなぞっただけのものでしかなく、「殺意」の「共謀」は何ら立証されていない
8　「共謀」ならぬ西川さん個人の「思い」の供述例
9　「共謀」ならぬ西川さん個人の「つもり」の供述例
10　「共謀」ならぬ西川さん個人の「考え」の供述例
それらを引き出した長山検察官による誘導があったことは明らかである
11　西川さんが検事に言われるままに弁護人を解任していた事実
12　「甲A19号証」には明らかな「殺意」の誘導が見られる。それでも「殺意の共謀」がなされていなかったことが明示されている。
13　西川さん本人は銃撃戦の発砲者ではなく、彼個人の「思い」「つもり」「気持ち」とかと、突発的に起きた銃撃とは、まったく関係がないこと
14　西川供述では、三人で「殺意」を「意思一致」したとかは一切、語られていない
15　原判決の言う西川供述の信用性評価には説得力が無い
16　原判決が西川供述の正確な引用を行わずに「実行犯は皆、共通認識として殺意を有していた旨、供述しているのである」などと不当に決めつけていること
17　原判決が銃撃が起きた後の行動の例をあげ、銃撃時の「殺意」の根拠としていることには、明らかな論理の破綻がある
18　原判決が「論告」の言う「確定的殺意」を自ら否定

していることに無自覚なまま、「人質」の存在を忘却した論述をしていることにも論理の破綻がしめされている

19 「論告要旨」がカルロスさん等の調査結果を「抽象的」としていることの誤り

20 「論告要旨」と原判決とに共通する「銃撃戦を予想していたはず」との推論の誤り

21 「論告要旨」も原判決も、オランダ人警官隊の行動について何の評価も加えていないのは失当である

22 原判決が「殺傷力のある武器の所持」をもって「殺意」の根拠とすることにも無理がある

23 原判決の「殺意」主張が破綻している以上、「殺人未遂罪の共謀共同正犯」も成立しない〈aからwまでの23項による論証〉

24 原判決が「弁論要旨」の11頁から43頁目にわたってなされている「ハーグ事件」をめぐる論述を精査したとはとても見なせないこと

25 「論告要旨」と原判決とが、推論の積み重ねと強弁で重刑を実現させようとした事情について

26 「原判決の主張する「武力衝突の可能性」には根拠がない

27 原判決に明らかな「生きて還る作戦」のとらえ方の誤り

28 西川供述の背景にあった作戦実行部隊の側の事情。
—「共謀」どころか基本的な意思一致を西川さんと果す時間的余裕もなかったこと

d、「自爆」の警告は「突入」に対する「抑止」のためになされたものである

e、原判決が31頁7行目の記述と直前の30頁末尾の記述とが露骨に矛盾している

f、原判決が31頁目で、被告人は負傷した警官のことを気にかけていない、などと述べているのは不当な言いがかりというものである

g、原判決の26頁から31頁に述べられた〈3、殺人の共謀について〉の論述に示された明白な瑕疵

(4) 原判決が「翻訳作戦」と「ハーグ作戦」を一連のものとした誤認について

a、原判決がミシェルさんとカルロスさんの役割を見落していること

b、ミシェルさんとカルロスさんは「翻訳作戦」には一切関わっていない

c、「ハーグ事件」はミシェルさんの組織責任とカルロスさんの現場指揮の下で実現したアブ・ハニグループの作戦であったこと

d、原判決が「ハーグ事件」を日本赤軍の作戦と決めつけているのはまったくの誤認

e、「ハーグ事件」はヨーロッパの地で、ミシェルさんとカルロスさんによって立案・調査・準備等が進められた作戦

f、銃撃戦はカルロスさんにも想定外であったこと

(5) 原判決34頁「四、の第4、クアラルンプール事件（判示第2）について」のところで示された明らかな事実誤認

〈1〉原判決が推論に立たざるを得ない事情

〈2〉原判決が35頁「(2) 犯行状況等について」の検討

a、作戦開始時刻について

1 ウェイン・W・アルジェさんの「調査報告書」の記述から

2 フレドリック・ベルゲンストローレさんの「供述報告書」の記述から

3 ロバート・C・ステビンスさんの供述から

4 フレドリック・ベルゲンストローレさんのマレーシア警察への供述から

5 作戦通告の電話は10時25分以前になされていた

6 銃声の聞こえた時刻

7 作戦開始の時刻

8 ウェイン・W・アルジェさんたちへの威嚇発砲

b、三人の受傷についての原判決の誤認

1 スクダブ・シンさんの受傷について

ア、スクダブ・シンさんの受傷時刻をめぐる誤認

イ、スクダブ・シンさんの受傷は「10時45分ころ」より後の時刻である

ウ、スクダブ・シンさんと上司とは手ぶらであったのか、それとも武器を携帯していたのか、「論告」も原判決も確認していない

エ、原判決のスクダブ・シンさんの受傷についての記述は不正確である

オ、「甲B108号証」の「診断証明書」に、正確な受傷についての記述がある

か、入院・通院の加療期間をめぐる原判決の誤認

2 アマルサリンガムさんの受傷について

ア、受傷時刻

イ、アマルサリンガムさんの受傷は作戦開始から40分ほども後のことである

ウ、「甲B109号証」の加療日数をめぐる記述について

エ、論告と原判決が「甲B108号証」の「診断証明書」も、「甲B85号証」の供述も踏まえていないこと

3 アブド・ラザクさんへの発砲距離をめぐる誤認〈図5〉

ア、加療日数については、入院・通院の日数の別を厳密に確認すべきである

c、AIAオフィスに近い階段（第2階段）の扉は縛りつけられてあったこと

〈3〉原判決37頁「2. 発砲者の殺意の有無について」が示している誤認

a、スクダブ・シンさんの受傷状況をめぐる原判決の誤認

1 「甲B256号証」をめぐる誤認

2 「甲B87号証」が示している決定的な事実

3 スクダブ・シンさんが27年半前に供述していたこと自体を忘却している事実

4 2003年の尋問の和訳は不正確である

5 原判決39頁に示された明白な誤認

6 受傷時のスクダブ・シンさんの体勢〈図6・図7〉

7 原判決の「殺意」認定に示された明らかな誤認

8 殺傷力の高いけん銃の使用は「殺意」認定の根拠にはならない

9　「身体の枢要部にむけた発砲」という原判決の主張も明白な誤認である
10　須磨証言の評価をめぐる原判決の誤認
11　スクダブ・シンさんに対する発砲状況についての原判決の明らかな誤認
12　原判決には「殺意」の「動機」が何ら示されていない
13　警告がなされていなかった、という主張も誤認に基づくものである

b、アマルサリンガムさんの受傷状況をめぐる原判決の誤認
1　1975年の供述が証拠調べされていることについて
2　受傷時刻の認定と、そのことから引き出される事実
3　アマルサリンガムさんの受傷場所について
4　発砲数の検討
5　第1、第2のいずれの階段からでも左手で発砲することになる〈図7〉
6　原判決はアマルサリンガムさんが左右いずれの手で発砲していたのかを特定していない
7　領事部入口と第1及び第2階段との位置関係が示す事実
8　アマルサリンガムさんの射撃体勢〈図8〉
9　「論告要旨」の「殺意」の主張は何の根拠も示しておらず、推論の域を出ない
10　威嚇発砲はどうなされていたか?
11　「身体枢要部に向けて」発砲がなされたなどとは一切立証されていない
12　「論告要旨」にある警告・威嚇ぬきに発射した、とかの主張の誤り
13　アマルサリンガムさんの負傷は生命に別状はないものだった
14　原判決の「殺意」認定は明らかな誤認である
15　「殺意」の「動機」も明らかにされていない

c、アブド・ラザクさんの受傷をめぐる原判決の誤認
1　原判決が2003年になされた嘱託尋問にのみ依拠したものであり、スクダブ・シンさんのケース同様、1975年当時の供述が踏まえられていないこと
2　発砲距離をめぐる「論告要旨」の誤った立証について
3　アブド・ラザクさんは受傷時、木の下にいたのではないこと
4　アブド・ラザクさんが受傷した位置は不明のままである
5　2発目の発砲をめぐる「論告」の虚偽の主張について
6　足への発砲をもって「殺人未遂罪」とするのでは「傷害罪」が不必要になってしまうこと
7　「突然の発砲」という原判決の記述はまったくの誤認である
8　原判決43頁目にも、その論理にとんでもない飛躍が示されている
9　アブド・ラザクさんの事例に関わる原判決の諸論点に示された明白な誤認　ア．の項からキ．の項までの7点
10　アブド・ラザクさんの事例でも明らかな「動機」をめぐる考察の欠落
11　射撃の技量について
12　「二発目の発砲」についての「論告要旨」の主張に明らかな「推論」以下のこじつけと強弁

13　いくら「弱い証拠」やこじつけを積み上げても「だめ」だという真っ当な判例の存在

〈4〉原判決44頁「四．第4．3．殺人の共謀について」の項に示された明らかな誤認

a、原判決の「ハーグ事件」における「殺意の共謀」の認定は推認によるものでしかないこと

b、「クアラルンプール事件」における「殺意の共謀」の認定は推認によるものでしかない
1　「論告要旨」も原判決も「推論」でしかないものを断定調の文章で強弁しているだけであること
2　「論告要旨」118頁目の「小括」では「証明は十分であって」などと事実と離れた強弁がなされている
3　原判決も推論（弱い証拠の積み上げ）と誤認の上に、強弁による「認定」をしていること
ア　原判決44頁目「3．殺人の共謀について」に示された誤認
イ　原判決の「攻撃を受ける事態」の想定に示された誤認
ウ　「攻撃を受ける事態」には〈場所分け〉が必要である
①　作戦初期の現場に居合わせた少数の部隊による場合
②　大部隊による突入強行の場合
エ　殺傷力の高いけん銃の発砲なのに死者を出していないことが「殺意」の不在を証明している
①　スクダブ・シンさんもアマルサリンガムさんも顔面の端への受傷である
②　アブドラザクさんの受傷は脚部である
4　「論告」も原判決も「殺意の共謀」が、いつ、どこでどのようになされたのかの立証を果たせていない
5　原判決には「逃げ」の姿勢と「手抜き」が露骨に示されている
6　「クアラルンプール事件」についても、「殺意」の「動機」が示されていない
7　原判決45頁（4）で提示された結論は成立し得るものではない

第3、原判決45頁の（法令の適用）について
罰条（判示第1．第2の各所為）をめぐって
「逮捕・監禁の点」について
「殺人未遂の点」について

第4、原判決46頁の（刑種の選択）及び（量刑理由）について
1、原判決46頁「刑種の選択（判示第1．第2）」について
2、判決46頁「未決勾留日数の算入」について
3、判決46頁（量刑理由）について
〈1〉原判決46頁（量刑理由）について
〈2〉「卑劣・非人間的」とのきめつけについて
〈3〉「監禁」が長びいた理由
1　「ハーグ事件」時
2　「クアラルンプール事件」時
3　作戦場所は「大使館」であること
4　被害者を丁寧に扱ったことを有利に斟酌しないという原判決の非論理性
〈4〉各被害者の受傷状況について
1　「ハーグ事件」時
a、コステルさんの受傷について

b、レマースワールさんの受傷について
2 「クアラルンプール事件」時
a、スクダブ・シンさんの受傷について
b、アブド・ラザクさんの受傷について
c、アマルサリンガムさんの受傷について
3 5人の受傷者はすべて制服の警官と警備要員であること
〈5〉原判決には当時の国際情勢についての考察が抜け落ちている
〈6〉原判決が言及している被害者の「処罰感情」について
〈7〉原判決の被告人の刑事責任についての主張に抜け落ちている事柄
〈8〉検察側は重信房子さんの裁判の「論告」でも「テロ」の語を乱発していること
〈9〉原判決が求刑どおり「無期懲役」の量刑を科したことの不当性

第5、東京地方裁判所刑事第4部による拙速な法廷運営と拙劣な審理への批判

1、原判決、判決公判日になされた不当な傍聴制限について
2、日程優先の拙速審理であったこと
3、高麗邦彦裁判長には重刑判決を下す傾向が見られ、検察側に対する裁判官としての主体性が薄弱に思われること

第6、現行の刑法と刑事訴訟法が国際的な事件に対応できないままにあるからといって、不法な拘束・強制送還や虚偽の事実認定をもって重刑を科すような不正は「法治」を標榜する国家では許されないこと

第7、「ハーグ事件」と「クアラルンプール事件」の時代背景及び当時の国際情勢

第8、「ハーグ事件」・「クアラルンプール事件」以後の被告人の活動について

〈おわりに〉

控訴趣意書補充書

2006年9月14日

目次

はじめに

第1、違法な強制送還手続きについて

1 「論告要旨」自体が「強制送還」であったことを認めていること。
2 アエロフロート機をチャーターしていたのは誰なのか？
3 チャーター機内は密閉された拘束空間としてあったこと
4 トイレの扉を閉めさせなかったという、いかにも違法臭い事例について
5 トイレの扉の件をめぐり「答弁書」が示した譲歩
6 「強制送還」手続きにおける当局の「不作為」責任
7 「渡航証明書」をめぐる問題
8 逮捕令状執行が成田到着後であった事実
9 旅客機のチャーターが二重になされていた事実
10 田中義三さん移送時の例

第2、「テロとの戦い」を口実にした違法行為は国際的に批判の対象となっていること

1 「論告要旨」の「反テロ」の論理の破産
2 本件の違法な強制送還に類似する事例に対する欧州諸国の態度について
3 違法な移送の前例

第3、「答弁書」2頁末尾以下でなされている「第3、法令違反の主張について」の論述への反証

1 原審の証拠決定への弁護側の異議
2 外国官憲当局提供の証拠の扱いをめぐって

第4、「答弁書」6頁以下の「第4、事実誤認の主張について」への反証

1 「答弁書」が引用を正確に行わない論法に終始していること
2 まったく引用をしないで文意を歪曲する実例

第5、「答弁書」7頁「(2)ハーグ事件について」の「ア、コステル及びレマースワールに対する連続した発砲の概要について」への反証

1 スプリンゲルさんがドアの陰に身を隠したこと
2 コステルさんの左腕の状態はどうなっていたか
3 レマースワールさんは拳銃をどう所持していたか
4 「何ら威嚇行動をとることなく発砲」との誤認について
5 コステルさんの受傷について
6 コステルさんに時間的余裕がなかった、との誤認について
7 コステルさんの受傷状況
8 レマースワールさんの受傷状況
9 スプリンゲルさんによる発砲について
10 「答弁書」9頁、「イ、コステルに対する殺意があることについて」に示された明らかな誤認
11 「いきなりの発砲」は誤認
12 コステルさんのトリック行為
13 コステルさんと発砲者は50センチメートルの間隔で対峙

していた
14 スプリンゲルさんの発砲による影響について
15 論拠なき「殺意」主張
16 ズボンのポケットに手を入れた状態で腕が胴体に密着するか？
17 コステルさんによる発砲者についての供述
18 コステルさんの握手のトリックについて
19 コステルさんの２００１年供述
20 コステルさんの供述訂正
21 コステルさんの腕の位置は受傷時どうだったか

第6、「答弁書」11頁、「ウ、レマースワールに対する殺意があることについて」への反証

1 「背部への発砲」には裏付けがないこと
2 被告人自身の弾丸での受傷経験でも痛みがなかったこと。
3 発砲者が腕を伸ばして狙いをつけようとしていた事実
4 レマースワールさんは銃を構えていた
5 「殺害するもやむなし」とは誰がどう言っていたのか？
6 「背中から撃たれた」との不確かな供述
7 レマースワールさんが現場を見に行っていたこと
8 レマースワールさんの供述で示された誤認
9 スプリンゲルさんの発砲について
10 カルロスさんミシェルさんの役割は？
11 「答弁書」の答弁回避事例2点　a、b

第7、「答弁書」13頁、「(3)クアラルンプール事件について」への反証

A，スクダブ・シンさんの事例について
1 「答弁書」13頁「(3)ア、スクダブ・シンさんに対する発砲について」への反証
2 スクダブ・シンさんの受傷の態様について
3 「答弁書」14頁、10行目「イ、スクダブ・シンに対する殺意があることについて」への反証　a、b、c、
4 立証不在のままの「殺意」強調
5 「答弁書」に頻出する不正確で恣意的な引用例
6 スクダブ・シンさんは武器を携行していなかったのか？
7 「皮膚すれすれのところではなく」との論述への反証

B，「答弁書」15頁中段、須磨未千秋さんの証言をめぐる論証への反証
1 「殺すつもりで撃ったんじゃなかったようですね」との証言について
2 「答弁書」に露骨な須磨証言からの恣意的な部分引用
3 村瀬検事のしかめ面を左右に振るサインが証言に与えた影響

C，「答弁書」11頁、7行目「イ、アマルサリンガムに対する発砲について」への反証
1 アマルサリンガムさんの受傷場所の特定をめぐって
2 第二階段は閉鎖されていたこと
3 アマルサリンガムさんは左右いずれの手で発砲していたのか
4 アマルサリンガムさんは顔をどうのぞかせていたのか
5 アマルサリンガムさんが4発発砲した事実
6 「後記のとおり」とのおかしな論法が繰り返されていることについて

D，「答弁書」18頁、「ウ、アブド・ラザクに対する発砲について」への反証
1 41メートルとの距離指定には根拠がない
2 アブド・ラザクさんは受傷時、木の下にいたのではない
3 警告がなかったとの論述は誤りである
4 「大動脈が走っている」との論述が突然登場したことへの疑問
5 アブド・ラザクさんへの「殺意」への反証　a、b、c、d、e，f

E，「殺意」の主張に「動機」の論証が欠けているのは失当である

F，「答弁書」19頁、「(4)、発砲者の射撃能力について」への反証
1、74年6月の軍事訓練時の技術レベルが3ヶ月後の「ハーグ事件」時までそのままだったと決め付けることには無理がある
2 エア・ガンによる射撃訓練の有効性について
3 射撃能力の高さを客観事実が示していること　a、b、c、d、e、f、g、h、i

〈小括〉

第8、「答弁書」21頁、「2、被告人らには殺人についての共謀はなかった旨の主張について」への反証
1 やはり引用が不正確な「答弁書」
2 「殺人の共謀」への反証

第9、1972年9月の「黒い九月」グループによる「ミュンヘン・オリンピック選手村襲撃事件」をめぐって
a、人質全員死亡との悲劇はなぜ起きたか
b、襲撃時に既に2名死者が出ていたこと
c、「ミュンヘン事件」からの教訓
d、「諸要求貫徹の作戦」と「決死作戦」との違い
e、「推認」を「断定」に切り替える論法への批判。初期にパトロールの小部隊が駆けつけるのと、大部隊による強行突入策とは場合分けが必要である
f、「奪還作戦」を「殺意」に短絡するのは無理

第10、「武器」が「殺意」の証拠にされるのなら「銃刀法」は不要になる　a、b、c、d、e、f、g、h、i

第11、「答弁書」24頁、ウの項「殺人の共謀」への反証
1 「答弁書」は引用を不正確に行っている結果、「ハーグ事件」と「クアラルンプール事件」とを混同させている。
2 「ハーグ事件」での「共謀」をめぐる原文と引用文との比較検討
3 「諸要求貫徹闘争」ということの意味について
4 「答弁書」が不正確な引用を行うだけで、何ら論証を提起していないのは失当である
5 「西川供述」をめぐって
6 「答弁書」の「ハーグ事件」をめぐる歪曲表現の具体例
7 「答弁書」は「ハーグ事件」で死者を出さなかった事実を踏まえようとしていない
8 「ハーグ事件」から「クアラルンプール事件」へと継承された技術上の教訓例
9 「殺人共謀」をめぐり、「答弁書」が論点を歪曲している実例

第12、「答弁書」24頁「第5、量刑不当の主張について」への反証

1　既成の判例である、西巻・熊谷・浴田・酒井・青砥の各氏の量刑をめぐって

2　「答弁書」は5人の各氏が裁判で表明した「反省」と「反証」との両面を踏まえようとしない詭弁を弄している。

3　主導的か従属的かの判断をめぐって

4　「監禁時間」を長びかせた「引き延ばし策」をめぐって

5　「人質」とされた方々の供述について

第13、被告人が旧「日本赤軍」を脱退していた事実をめぐって

1　「国際遊撃戦路線」の評価について

2　レバノン南部前線でのコマンド活動は民族解放闘争として国際的認知を得ていた事実

3　「リッダ闘争」の評価をめぐって

4　「反省」は言葉よりも行動で示される

第14、1970年代の国際情勢に2001年「9・11」以後のブッシュ政権による「テロとの戦い」を適用する無理について

第15、原判決「本件犯行の与えた影響」の項をめぐり、弁護人が「控訴趣意書」で行った反証に対し、「答弁書」が加えた歪曲の実例

第16、「主導的役割」をめぐる歪曲の実例　a、b、c、d、

第17、「答弁書」30頁「3、被告人が反省していないこと」の項への反証

a、引用文なき頁数の表示のみでは手抜きに過ぎること

b、引用文を示さず「ヤユ」とか決めつけるのは失当である

c、オランダ人警官隊3名の中で誰が主導的役割を果たしていたのか?

d、3人の警官隊の行動に疑問な点はなかったのか?

e、3人の警官隊は任務遂行上に十分な経験はあったのか?

f、3人の経験・年齢等をどう評価するのか

g、問題点を指摘すると「反省していないこと」になるのか?

h、文脈と論点を無視して言葉だけを取り上げ、非難するのは失当である

i、彼らに判断ミスはなかったのか?

j、カルロスさんにとっても想定外であった警官隊の行動

k、被告人はレマースヴールさんの心労を心配していたこと

l、「答弁書」が頻用する歪曲による言いがかりの実例

m、「反省」していないと決めつけることで、反証を封じるのは失当である

n、「答弁書」は歪曲・短絡・誇張・すり替えなどのやりたい放題になっている

o、被告人たちは責任を回避しようとしているか?

p、頁数の列挙のみのよる言いがかりの例

q、「答弁書」がカルロスさんの役割を無視したままであること

r、「答弁書」が事実を無視し、悪意による歪曲を行っている実例

s、女性二人の解放をめぐる歪曲例

t、一括交渉をしようとしない引き延ばし策について

u、「クアラルンプール事件」時に日本政府がとった引き延ばし策

v、「大国の大使館を占拠したのだから量刑を軽くするように」との歪曲例

w、「ハーグ事件」と「クアラルンプール事件」を当時の国際情勢、時代背景から切り離すことはできない

x、当時の時代状況をどう評価づけるのか?

y、「ひぼう・中傷・やゆ」等の言いがかりについて

z、被告人が「控訴趣意書」でも謝意を表明していることは無視する「答弁書」

〈小括〉検察の言う「反省」の語は連合赤軍の「総括」に照応すること

第18、「人質司法」「嫌がらせ司法」への批判

1、自白しない被疑者・被告人の保釈を認めない「人質司法」について

2、「接見禁止」や「特・無期」申し送りに示された「嫌がらせ司法」について

3、今日、猖獗を極める官僚の腐敗が日本を「美しい国」ならぬ「うっとおしい国」にしていること

4、再び、「違法な強制送還手続き」について

5、「テロとの戦い」という主張は国際的にも通用しなくなっていること

第19、結論

控訴趣意書　本文より

第6、現行の刑法と刑事訴訟法が国際的な事件に対応できないままにあるからといって、不法な拘束・強制送還や、虚偽の事実認定をもって重刑を科すような不正は「法治」を標榜する国家では許されないこと

１９７４年の「ハーグ事件」も、１９７５年の「クアラルンプール事件」も、共に日本の国外で起こされた事件です。いずれの事件も、作戦実行部隊は日本人によって構成されていました。このことは、１９７０年代の当時、海外で日本人が「国際遊撃作戦」を展開できる情勢と条件が存在していたことを示しています。

「ハーグ事件」は、ＰＦＬＰ（パレスチナ解放人民戦線）の、当時の海外作戦部門の責任者で、２年後の１９７６年には分派を形成することになったアブ・ハニさんの指揮下、ミシェルさんとカルロスさんが作戦の調査・計画・準備等を担当していました。交渉についても、攻撃部隊のメンバーではないカルロスさんが大使館外で電話を通じ、オランダやフランスの政府当局と行うことになっていました。これらの事実は「論告要旨」の「2、証拠により認定できる事実」13頁（6）（8）（9）（10）の項にも言及されています。

ただし、カルロスさんによる交渉を試みたが、オランダ・フランス当局により無視・妨害されたことにより、作戦実行部隊が交渉せざるを得ないことになりました。その経緯は交渉途中からを録音したカセットテープ4巻の記録（甲Ａ１３８号証）及び通訳を担当した近藤豊一等書記官「供述書」（甲Ａ１１２）にも示されています。

ところが、起訴状、検察冒頭陳述や、その後の公判の中では「ハーグ事件」の主謀者・指揮者は誰であるのか、誰が計画し、準備したのか等についての立証は一切なされていません。

当然ながら、作戦責任者であるアブ・ハニさん、計画・準備責任者であるミシェルさん、現場責任及び交渉担当者であるカルロスさん等が、作戦実行部隊に対し、「殺意」とか「殺人」とかについて「指示」とか「共謀」とか行っていたのか否か、といったことの立証も一切なされていません。

「論告要旨」の１１８頁以下にある「第6、情状」の項では１２７頁の（5）の項にいたって、ようやくミシェルさんやカルロスさんの名前が出て来ます。その上で「国際テロ組織」とか「国際テロリズム」とかの用語が乱発されています。しかし、そこでもカルロスさん等と作戦実行部隊との間に「殺人の共謀」とかがあったのかどうか等の立証は何もなされていません。

にもかかわらず、「論告要旨」１２８頁冒頭では、突如「これを排除するためには相手方を殺害することもやむを得ないとの殺人についての共謀を遂げている」などと、何の立証もないままに主張しています。その論拠として（西川、検・甲Ａ14、15、19号証など）があげられていますが、それらの西川検面調書のどこにも実行部隊3人で殺人について共謀したというような記述は一切存在しません。

このような虚偽の「論告」を検察側が行わざるを得なかったのは、ミシェルさん、カルロスさんについて何ら立件できていない捜査上の怠慢に加え、日本国の現行「刑法」及び「刑事訴訟法」では国際的な遊撃作戦行動について対応しきれないという限界が克服されないままにあり、かつ、国際的な枠組みも整備・確立されていないことが大きな理由として挙げられます。

具体例として、「ハーグ事件」「クアラルンプール事件」ともに、本来は刑法第99条「被拘禁奪取」の罪が適用されるべきケースとしてあります。ところがこの第99条には「国外犯」が適用できないことになっています。現行刑法が「ハーグ事件」や「クアラルンプール事件」のような国外での例を想定できていなかった、時代的な限界を引きずったままにあると言えます。

同様のことが、海外に逃走したものには時効が停止するという規定についても言えます。本件のように、事件から30年以上経過していても時効対象とならない場合、立証も反証も極めて困難となり、推認や仮定による「たら・れば」論告や判決が多発することになります。

また、複数の国家が関係する事件では、捜査・逮捕・引き渡し・裁判等の実施が、各国ごとの法令の相違や各種協定の未成立により、多くの困難が生じることとなります。

「ハーグ事件」をめぐっては、現在フランスの刑務所で服役中のカルロスさんについて、彼が作戦計画・準備段階から関わり、外部からの交渉を担当する予定であったことなど、主導的役割を担っていたことが「論告」でも原判決でも指摘されていながら、何の捜査もなされないまま、裁判の審理が進められ、判決が下されてしまっています。

「論告要旨」は「国際テロリズム」とか「国際テロ組織」とかの言葉を多用しています。しかし、日本の現行の刑法に「反テロ法」なるものは存在していません。「テロ」と決めつけることで重刑を科すことは出来ないし、法令の適用上の不正を行うことも、虚偽の事実認定をもって重刑を加えることも許されません。「テロ」なる言葉が日本でもマスコミ等で乱用されていますが、今もって国際的にも、その定義は確定できないままにあります。

「論考要旨」の１１９頁には、「テロリズムは暴力により社会秩序を破壊し、広く恐怖または不安を抱かせることで、自らの主義や主張に基づく目的を達成しようとするものであり、民主主義を否定し、市民社会の自由と安全を根源から脅かすものであることは改めて指摘するまでもないところである」と述べられています。これでは、「テロリズム」なるものがどのような機能を果たすものかが述べられているだけです。何がテロリズムで、誰がテロリストか、それを決めるのは極めて政治的な判断によります。

パレスチナ住民を追い出すために、いくつかの村で虐殺を行い恐怖を煽った「シオニスト」のやり口、イラクのファルージャ包囲攻撃で米軍が行った無差別攻撃、それらが「テロリズム」の典型となります。

検察側が主張する「テロリズム」云々の論述については、「弁論要旨」が第4章、第2の項（80頁）で論破しつくしており、原判決も「テロ」の語の使用を差控えることとなっています。

「反テロ」とか「テロとの闘い」とかが声高に叫ばれる契機となった２００１年の「9・11」事件に際して、アメリカのブッシュ政権が犯した誤りは、「これは戦争だ」と叫び、戦争だから何をやっても構わない、嘘をついても構わない、との姿勢に

立ったことに始まりました。

その結果、アフガニスタンへの攻撃が「アルカイダ」と呼ばれる運動体・集団の世界への拡散・拡大を招きました。イラクへの侵攻は、その理由として揚げられていた「大量破壊兵器」など存在していなかったことが明らかとなり、今やイラク国内は収拾のつかない内戦の様相すら呈しています。「戦争」とか「テロとの闘い」とかと叫ぶことで、何をやっても構わないとしたところで、ブッシュ政権も「テロリスト」と同列の無法者と化してしまったことが明らかです。

２００１年当時、本来問われていたのは、「９・11」事件を国際的な犯罪行為として規定し、それに対し国際法をもって捜査・逮捕・拘束から立件・公訴・裁判までを執行できる枠組みをつくり出すことでした。それは今もなお、問われ続けていることです。ところがブッシュ政権は国際刑事裁判所の創設にも反対しています。海外に駐留している米軍兵が訴追対象とされるおそれがある、という勝手な言い分が反対理由として主張されています。

自らが順守し、かつ自らも裁かれることを想定しないところに「法」なるものは成立も機能も出来ません。

日本の検察当局は、外務省・警察庁・警視庁とともに被告人ら4名に対し、違法な「強制送還」を実行しました。その上で公訴を提起し、裁判では客観事実によらない立証と、仮定・推認による「殺意」及び「共謀」を強弁することで、「傷害罪」の事件に「殺人未遂罪」を適用するという違法行為を重ねています。

これらの違法行為を正当化するために「国際テロリズム」とか「国際テロ組織」とかの言葉が乱発されているのです。実にその意図が見え透いています。

日本の小泉政権がブッシュ政権の後追いしかしていないことは、「テロとの闘い」ということでも明らかとなっています。

私の裁判でも、検察側が同様のことを繰り返しています。原判決は「法」になじまない政治用語である「テロ」の語は、さすがに使用することを差し控えたようですが、「論告」どおりの「事実認定」と「法例の適用」と「量刑決定」とを行うことで、「テロ」を語るテロリストと同列の側に立ってしまいました。

原判決が記録として残る以上、不法な判決を下した高麗邦彦裁判長の名も歴史に汚名を残すこととなりました。裁くことにより裁かれてしまったのです。

控訴審にあっては、一審「論告」と原判決との不法なところをしっかりと検証し、司法の修復が図られることを望みます。

まずもって日本国内での厳正な法治主義の実践を図ることこそが、国際的な犯罪行為・違法行為に対し、国際的規模での法治主義を貫ける枠組みの構築につながるものと確信します。

第7、「ハーグ事件」と「クアラルンプール事件」の時代背景及び当時の国際情勢

本趣意書175頁、第4、3、〈5〉の項で当時の国際情勢について3頁にわたり提起してありますが、歴史過程を含めた時代背景についても述べておきます。

〈1〉パレスチナ側からの「テロリスト」扱いに対する反論

「弁論要旨」の80頁下段には、１９７４年の11月の国連総会におけるＰＬＯ（パレスチナ解放機構）議長の演説が引用されています。すなわち、「革命とテロリストの違いは、たたかう理由にある。大義名分を守り、侵略者や入植者や植民地主義者から自分の国の自由と解放とを取り戻そうとたたかう人々を到底、テロリストと呼ぶことは出来ない」。このような主張はパレスチナに限らず、世界中の民族解放闘争主体が70年代以前から現在にいたるまで共通して行って来ています。

また１９６０年代からのいわゆる「先進工業国」における多様な反体制運動が、都市ゲリラ戦などの武装闘争の形をとった場合でも、無差別大量殺戮を自己目的化するような戦術はきわめて限られていたと言えます。多くの場合、攻撃目標を限定し、被害を小さくとどめる抑制・理性が働いていたことが認められるはずです。時において、闘争主体の政治・思想的なあるいは技術的な未熟さから想定外の甚大な被害を出してしまったりした例もあげられますが、それらは多分に過失や暴走の側面があります。

武装闘争や都市ゲリラ戦等を、ひとくくりにテロリズム扱いするようでは、そのような扱い方をする主体もテロリストと同列になります。たとえば「これは戦争だ」との強弁をもって、無差別大量殺戮を正当化するようなあり方はどう見ても「国家テロリズム」ということに他ならなくなります。

政治・思想的に成熟した社会では、武装闘争や都市ゲリラ戦術等は、その採用・行使についてより限定的・抑制的にならざるを得ません。闘争は一方的になされるものではなく、彼我の関係の上に成立するものである以上、支配体制・為政者の側が民主的であるのか抑圧的・専制的であるのか、社会矛盾を合理的に解決しうる能力を有し、実践できているのか、警察・司法等が公正に機能しているのか等々の要素によっても規定されることになります。

ただ「国際テロリズム」とかのボキャブラリーを連呼するようなあり方は、理性の程度の低さを示しているだけと言えます。

〈2〉パレスチナ解放闘争の歴史過程

パレスチナ解放闘争を必然化させた原因は、ヨーロッパ社会における「ユダヤ」人差別にまでさかのぼります。１４９２年、スペインでは「ユダヤ」人追放令が出されました。それまでほぼ８００年にわたり続いていたイスラム教優位のスペインの社会では、劣位に置かれてはいても、極端な差別や排除の対象とはされていなかった「ユダヤ」人コミュニティーが解体され、「ユダヤ」人とみなされた人々はイベリア半島からヨーロッパ各地へ追放されました。それ以来、ヨーロッパ各国で「ゲットー」が形成され、差別や抑圧が一層強化されることとなりました。

１８９７年8月に、それまでヨーロッパ諸国で、被差別・被抑圧下に置かれてきた「ユダヤ」の人々の有志が、スイスのバーゼルに集まり、「シオンの丘に我らがホームランドをつくろう」と決議し、「シオニズム運動」を開始しました。

ここでの問題は「シオニズム運動」が、いわゆる帝国主義諸国の利害と結合することをもって、自分たちの目標の実現を図ろうとしたこと、及びパレスチナの地に先住民がいることを無視したことにあります。

第一次世界大戦で、それまでアラブ一帯を支配していたオスマン・トルコ帝国が敗北したことから、アラブの側からもパレ

スチナの独立を目指す動きが一層強まり、シオニストたちとの衝突が激化しました。

この当時、パレスチナの側の闘争主体の中心となったのは伝統社会の族長や長老たちであったことから、全民族的な規模での求心力を持つことが出来ず、１９４８年には、シオニストたちによる「イスラエル」の建国を許すことになりました。

以後、対「イスラエル」の闘いは、１９５０年代以降に、アラブの王制をクーデターで打倒したエジプトのナセルなどに代表される軍人政権が担うことになりました。１９６７年の第三次中東戦争で、これらアラブの軍人政権は、「イスラエル」の速攻戦術の前に惨敗を喫し、その力の限界を露呈させました。

パレスチナの地は１９４８年以来、アラブ側の領土として残されていたヨルダン川西岸地区及び地中海に面したガザ地区までが「イスラエル」に占領されてしまいました。この結果を受け、パレスチナから隣国のヨルダンに避難して来た難民たちの社会を基盤に、それまでのパレスチナ社会の中で新興勢力として形成されて来ていたインテリ、テクノクラート、官僚、軍人などが中心となって、コマンド組織が次々と立ち上げられ、「イスラエル」に対するゲリラ戦を活発化させました。

この時期には、ヨーロッパ、アメリカ、日本などでは、いわゆる「68年革命」と呼ばれる政治闘争が激化していました。その担い手は第二次大戦終了後に生れた、ベビーブーマーと呼ばれる世代でした。この世代が20歳前後の年齢になったところで、戦後の復興期から高度経済成長期の過程で明らかになって来た戦争責任の未清算状態や、社会的な諸矛盾・不正に対し、世界的に同時に、かつ同質の異議申し立ての運動を開始していたのです。彼等は東西冷戦構造下で激化していた、民族解放闘争を支持し、その連帯運動を多様な形で展開しました。

１９６０年代後半には、ヨルダンを拠点としていたパレスチナ解放闘争にも、ヨーロッパやアメリカなどから多くのボランティアたちが参加し始めていました。

１９６７年の第三次中東戦争後の和平交渉がジュネーブで進められたりしていましたが、この頃に採択された国連安保理決議２４２号は、パレスチナ人を単に「難民」とのみ規定し、帰還及び自国を建国する自決の権利を無視するものとしてありました。

このような国際的な環境に対し、パレスチナ・コマンド諸組織は、ヨルダンから被占領下のパレスチナにある「イスラエル」に対する小部隊によるゲリラ戦を展開することに加え、旅客機ハイジャックや「イスラエル」大使館占拠といった国際遊撃戦をも開始しました。

かつて「シオニズム運動」が自分たちのホームランド建設を、植民地宗主国である帝国主義諸列強と結びつく「国際化」によって推進させたように、パレスチナ・コマンド諸組織の側も国際遊撃戦の展開を通じ、「先進国」諸国を巻き込む「国際化」をもって、自分たちの建国という目標を世界に向け、大義として訴え始めたのです。１９７０年９月６日には、ＰＦＬＰ（パレスチナ解放人民戦線）の海外作戦部門が欧米諸国の旅客機４機を同時にハイジャックし、ヨルダンの砂漠にある古い軍用空港跡地へ着陸させた上で、爆破するような作戦も展開されています。この作戦を指揮したのが、後に１９７２年５月30日の「リッダ空港銃撃戦」、73年７月20日の「ドバイ・ハイジャック」、

74年９月13日の「ハーグ事件」等の総責任者でもあった、アブ・ハニさんでした。

これらのパレスチナ・コマンド勢力の闘いの拡大に対し、中東和平交渉で中心的な役割を担っていたアメリカは、ヨルダンのフセイン王制を後押しして、１９７０年９月17日にパレスチナ勢力に対する大弾圧を加えさせました。「黒い九月」と呼ばれる弾圧で、これ以後、パレスチナ・コマンド諸組織はレバノンに拠点を移し、その南部国境から「イスラエル」に対するゲリラ戦を展開するようになりました。１９７０年以降は各国からのボランティアたちもレバノンに結集するようになり、１９７１年には日本からのボランティアたちも参加し始めていました。

ここで見落としてならないのは、コマンド諸組織が中心となって運営されていたＰＬＯ（パレスチナ解放機構）が、単なる軍事勢力の調整機関ということではなく、ＰＮＣ（パレスチナ国民議会）という国会に相当する立法機関を有することで、パレスチナ領内外８００万人ものパレスチナ民族総体を代表し、その生活上の諸問題に関わる事柄にまで行政能力を発揮し、かつ、国際的な外交活動まで展開する存在である、という事実です。

１９７２年５月30日には、アブ・ハニさんの指揮下、日本人青年３人による「リッダ空港銃撃戦」が実行され、パレスチナ社会のみならず、アラブ総体からの支持と共感が寄せられました。

同年９月には、ミュンヘン・オリンピックの選手村も「黒い九月」を名乗るパレスチナ・コマンドの部隊による攻撃を受け、国際社会に衝撃を与えました。本趣意書１７５頁、第４、３、〈５〉の項で既に述べたように、68年７月から81年２月までの間にパレスチナ諸組織による、いわゆる「国際ゲリラ戦」は２８１件にものぼります。

１９７３年10月には第四次中東戦争が起きました。この折、アラブ産油諸国が、親「イスラエル」諸国に対し、石油禁輸政策をとりました。オランダもその対象にされていました。ミシエルさん、カルロスさんがオランダで「ハーグ事件」を実行する計画を立てた背景には、このような事情も含まれていたことは確かです。９月13日の金曜日を作戦決行日としたのも、彼らの発想によるものと思われます。

石油を武器とする国際外交戦でアラブ諸国の発言力や政治的地位が高まることとなり、そのあらわれの一つとして、１９７４年11月国連総会へのアラファトＰＬＯ議長の登場があったのです。

この頃から、パレスチナ諸組織は「国際ゲリラ戦」を規制しはじめました。ＰＦＬＰも、アブ・ハニさんに対し、勝手に「国際ゲリラ作戦」を行わないよう勧告し、何度も処分を科したりしました。その結果、１９７６年にはアブ・ハニさんはＰＦＬＰから脱退し、独立軍団化しました。１９７８年には病死しています。

以上のような時代状況の流れの中に、１９７４年の「ハーグ作戦」や１９７５年の「クアラルンプール作戦」は位置しています。いずれの作戦も形態的には、パレスチナ解放闘争の中で、何度も繰り返されていた獄中者釈放要求作戦を踏まえたものとしてあり、「諸要求貫徹」の「生きて還る作戦」として計画・

準備され、実行されたものです。それ故、作戦後にオランダ、フランス両国やマレーシア、アメリカ、スウェーデンなど事件に巻き込まれた諸国から訴追を受けることもないままにあったのでした。

「ハーグ作戦」はアブ・ハニさんの部下であるミシェルさん、カルロスさんによって、調査・計画・準備等が進められたものでした。アブ・ハニさんの作戦であることは否定できない事実です。

この当時、アブ・ハニさんの指揮下にあった日本人のボランティアたちは、アラブの地で日本人組織を確立させて行く方向を追求しはじめていました。「ハーグ作戦」がアブ・ハニさんやＰＦＬＰ本隊とは関係を持たないシリアのダマスカス空港へのランディングをもって終結したことからも、「アブ・ハニ離れ」が進み、１９７４年11月頃には三委員会体制による「日本赤軍」が立ち上げられました。

１９７５年８月の「クアラルンプール事件」は、リビアが作戦終結のランディング地となっていましたが、これは、マレーシア政府とリビア政府との間で、合意されていたことです。

このように、ハイジャックとか大使館占拠のような国際遊撃戦が可能となっていたのは、その当時、飛行機のランディング地となる国家がいくつも存在していたからです。１９７３年以降、「日本赤軍」が関わった作戦と見なされているものでも、リビア（73年）、イエメン（74年）、シリア（74年）、リビア（75年）、アルジェリア（77年）等が最終ランディング地となっていました。

これらの例に明らかなように「東西冷戦」の枠組みの下、反帝国主義・反植民地主義を掲げる諸国が、「南北問題」としてある民族解放闘争を支援し、更には、それらの闘いと連帯し、共闘関係を有していた「日本赤軍」のような組織の国際遊撃作戦に対しても受け入れ国となっていたのです。

被告人自身は、「ハーグ事件」の折も、「クアラルンプール事件」の折も作戦部隊だけが単独で突出した闘いを行っているというような認識には立っていませんでした。作戦の要求相手であるフランスやオランダ、そして日本やアメリカに対し、世界的な包囲網を後ろ立てにして闘うことができている、という心強さがありました。だからこそ、作戦を主導的に担うことができていたと言えます。当然ながら作戦勝利の確信がありました。そこに「殺意」などを持つ必要性はまったくなかったのでした。

このような時代背景と当時の国際情勢を見ようとせず、２００１年の「９・11」事件後に、アメリカのブッシュ政権が自らの不法行為を正当化するために言い出した「テロとの戦争」とかの価値基準を、30年ほど前の１９７４年と75年の事件に適用してしまった「論告」や原判決は極めて的外れで不当なものとなっています。

第８、「ハーグ事件」、「クアラルンプール事件」以後の被告人の活動について

１９７４年９月の「ハーグ事件」は、アブ・ハニさんの指揮下から日本人グループが自立化を図るために計画されていた、ヨーロッパにおける商社員誘拐を目指した「翻訳作戦」の準備過程で、パリのオルリー空港で逮捕者が出て、フランス内での

連続逮捕など敗北事態が拡大したことに対し、急遽ミシェルさんカルロスさんが準備し、実行されたものでした。

事件後、「日本赤軍」を立ち上げる形になりましたが、それまでの活動の基軸となっていた国際遊撃戦路線をとらえ返し、改めるようなことには至りませんでした。そのため、１９７５年３月には、組織に関わる２名がスウェーデンで逮捕され、日本に強制送還された上、取り調べ時に屈服・自供するような事態が生じました。アラブにいた日本人グループは、これを組織的敗北と受けとめ、その克服のためにも、まずは獄中からの奪還作戦を実現させなければならないということと、更には「連合赤軍」以後の国内の運動の後退局面に対し、獄中から「連合赤軍」「共産同赤軍派」「東アジア反日武装戦線」のメンバーの釈放をも勝ち取ることで新たな局面を切りひらこうということで、「クアラルンプール作戦」を計画したのでした。

「ハーグ」「クアラルンプール」いずれの作戦についても、私自身の限界として作戦以後の明確な展望・方針までは持てずにいた、ということがありました。ただ、連合赤軍事件以後の日本国内での闘いの再構築に向けて、アラブの地で組織づくりを進めることから開始して行こうとの漠然とした考えにとどまっていました。

私自身は、パレスチナ・コマンドたちが世界に向けてパレスチナ人民の存在と権利とを主張するためにハイジャック作戦などの国際遊撃戦を展開していた時期の末期にあたる１９７３年９月に、彼らの闘いに加わりました。パレスチナ・コマンドたちが自分たちの闘いを「国際化」することで突破口を切り開こうとしていた頃に、私の方では「連合赤軍」後の時代に、日本の人民の運動は国際性を獲得する必要があると考え始め、そのためには具体的な人的交流を実現しなければならない、それには、まずは自分が、ということでアラブの地に赴いたのでした。

ところが、１９７３年10月の第四次中東戦争以降、パレスチナ人民の闘いは、国際レベルでの外交攻勢と、レバノン南部前線でのコマンドたちによる対「イスラエル」の軍事活動と、被占領下にあるパレスチナ領内人民の大衆的な蜂起に向けた運動を推し進めることとを、一つの力へと結合させて行くことが目指されるようになっていました。もはや、ハイジャックとかの国際遊撃戦戦術は不必要なだけでなく、有害とさえ見なされるようになっていたのです。

１９７５年８月の「クアラルンプール事件」の後、私は１９７６年６月頃に本隊に帰還しました。約10ヶ月間に及ぶ私の不在中に、本隊では、「自己批判―相互批判による思想闘争」なるものが日常活動の基軸に据えられることとなっていました。ところが、その進め方が、それまでの国際遊撃戦路線をとらえ返すようなことには向わず、個々人の思想性を日常生活の中で問う、といったようなものとなっていました。私自身にとって、このような活動のあり方は初めての経験であり、とまどいを覚えるばかりで、はっきりした意見を持つことが出来ないままにありました。

そんな中で、２人の同志がヨルダンに送り出され逮捕される事態が起きました。１９７６年９月23日頃のことです。２人がヨルダンに出掛けていたこととか、そんな話が進められていたこととか、私は一切知らずにいたことでした。２人がヨルダンに何をしに行っていたのかとかは、今もって知らないままでい

ます。何らかの作戦計画があって、その調査活動に出掛けたところで逮捕されてしまった、ということのようでした。その結果、一人はヨルダン当局による拷問で命を失い、もう一人は日本へ強制送還されてしまいました。

この出来事から、思想闘争とかを推し進めていながら、国際遊撃戦路線については何のとらえ返しもなされていないことが明らかになりました。それでも、日本に送還された同志を奪還することが新たな主要課題に設定されて行く中では、ことさらに問題を切開する方向を作り出すことは出来ないままにありました。

この頃には、日本国内から「日本赤軍」との共闘関係や共同実践を求めてアラブにやって来る人たちが増えていました。それらの人たちを街なかのアパートに受け入れ、室内にこもって「思想闘争」を提起し、実践する、といった形での組織化しか出来ない状態に私たちはありました。アラブの地にいるのに、なぜ室内にこもっての活動しか出来ないのか、ということも私の問題意識に加わることとなりました。

更には翌年の活動計画と方針を決定する会議が終了した後になって、既に確認されていた方針とはまったく異なる秘密活動の方針が、個別会議の中で私に提案されるということがありました。それもまた国際遊撃戦路線の延長上にある方針でした。私は一ヶ月ほど考えた後に、そのような任務は担えないと断ることにしました。

これらのことが重なって私は１９７８年の末頃には、組織に脱退届を提出することとなりました。この当時、既に成立していた組織規約には、「組織員は自らの意志で脱退することができる」との条項があったのです。

これに対し組織の側は、私に「3年間の権利停止処分」を科することで、脱退の先延ばしを図りました。私はこの時点で、組織から離れて自分自身の活動を開始する選択肢もあったのですが、そうなると、「脱走者」とか「逃亡者」とかと決めつけられてしまう可能性があり、結局、私は処分を「甘受」する形になってしまいました。

処分期間中、「隊内教育機関」で理論学習をして過ごすといった方針を提起されたりもしたのですが、私自身は自らのこれまでの活動の総括実践として、レバノン南部前線でのコマンドの軍事活動に加わることを、3年間の活動方針として主張し、それが通りました。

１９７９年の春に私はレバノン南部でのコマンドとしての活動を開始しました。それからの3年の処分期間中の活動については、私の裁判を支えて下さっているいる方々が、２０００年9月以来発行しているパンフレットに「パレスチナ・コマンド・アクション・レポート」という形で提起されています。これまで7回分が連載されています。

レバノン南部前線での活動では、１９８２年6月に「イスラエル」がレバノンに大侵攻を開始し、それから2ヶ月半続いた戦争を経験したこともあって、それ以前の旧「日本赤軍」の国際遊撃戦路線の下での活動よりも遥かに密度が高いものとなり、私自身、生き生きとして担うことが出来ていました。

私が１９７３年9月に日本を離れ、レバノンに到着した時点で、レバノン南部前線での活動が、国際遊撃戦路線に対するもう一つの選択肢として成立していなかったことが残念です。

〈おわりに〉

私自身は、「ハーグ事件」と「クアラルンプール事件」とに主導的に関わったことについて、責任を強く感じております。「人質作戦」という闘い方については、今現在も深く反省しています。被害を受けた方々が納得するだけの刑に服する用意があります。そこから、私自身が果たすべき償いや慰謝も開始されなければならないものと思っています。

しかしながら、「論告」や原判決が示したような虚偽の事実認定と、「仮定」や「推認」でしかないことをもって、「明らかである」等と強弁し、本来「傷害罪」である事件に「殺人未遂罪」を科し、何ら立証されていない「殺意」と「共謀」とをもって「共同正犯」とするといった不当かつ不法な裁判については、「法治」の看板から外れた「人治」に他ならないものとして、糾弾の声をあげずにはいられません。

私は政治・思想的には未熟であったことから、「人質作戦」のような誤りを犯しましたが、革命運動に関わる主体としての道義、一人の人間としての倫理感から、無意味な殺人等を犯さないとの闘い方を、「ハーグ事件」でも「クアラルンプール事件」でも貫いたとの自負を抱いております。二つの事件ともに、負傷者を出してしまったことは残念でしたが、死者は一人として出しませんでした。

死者が出ていないという客観事実を踏まえようとしない「論告」と原判決とは、その不当にして失当な論述が記録として残ります。そのことをもって、既に歴史に裁かれる定めにあります。控訴審が「論告」と原判決とが犯した誤りを修復することで、後世に向け、当代の日本国の司法の姿がよりよい形で記録に残るようになることを望むものです。

以上をもって、被告人よりの控訴趣意書と致します。　以上

控訴審予定

第1回　9月29日（金）午後1時15分～
控訴趣意書、本人尋問

第2回　10月30日（月）午後1時15分～
情状証人（若松孝二氏）

第3回　11月29日（水）午後1時15分～
弁論

編集・発行　ハルの会
1部　300円
郵便振替口座　00100-6-541321　ハルの会
連絡先　〒182-0006　東京都調布市西つつじヶ丘4-35-23 しらゆり荘５号　渡辺方